

第四輯

リスボン大地震における王権の緊急政策と社会各層の救援活

論述四の一

ポルトガルの統治機構と緊急政策の基底

第一節 ポルトガルの王権と統治機構

第二節 震災前の国王ジョゼ一世と国務尚書カルヴァリョ

第三節 緊急政策の基本史料ーその書誌学的課題

第一節 ポルトガルの王権と統治機構

一五〇〇年マヌエル一世はサン・ジョルジェ城砦のアルカソバ王宮に代えて、テージョ河畔で新たな王宮の造営を開始した。初代の国王アルフォンソ一世が居城と定めた王宮は、リスボン最古の市街、アルファマ丘陵の頂上に位置するが、海運と交易にはやや不便な位置にある。眼下に拡がるテージョ河畔には、つとに十三世紀から遠洋航海の基点が築港され、一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマの艦隊もここからインド遠征に船出した。デジヤニラ・クトー著『リスボンの歴史』にはリベイラ王宮の造営がつぎのように記述される。

テージョ河に面するリベイラ王宮の建設は、一五〇〇年に開始され、一五〇五年に完成した。中世風の建築様式で統一されたアルカソバ王宮とは異なって、新たな王宮は数棟の大建造物から成り、中庭（王宮広場）は柱廊に圍繞される。外観は武骨な印象を与えるが、内部はドイツから輸入した家具、美事な絵画、琥珀製の鏡、彫琢された燭台で飾られ、豪華な内装様式と北欧諸国の流行、〈ブルジョア風〉のアンティミスムとの結合を示している。華麗な王妃の間の上階は、外国使節を歓待する広間で、ゲルマン・サロンと呼ばれた。

王宮には聖トメに献じられた礼拝堂も付設される。南棟の中央に拱門、〈王宮門〉が築かれ、のちに上部は時計塔に仕上げられた。拱門を通ると、広大な中庭（広場）に達し、インド商務院を含む一連の建築が北

側に構える。テージョの砂州が拡大したため、ジョアン四世の御代に中庭の河沿いが閉鎖され、そこに新たな建物、フランドル館が建設された。

他の棟も宮殿の一部であって、高等法院、国務院、財務省が配される。海外での商売に係わる主要機関、たとえば兌換局だかんもそこに近い。同じ地区の艦隊統率本部に隣接し、各種の武器や大砲が集積される兵器廠、さらには国務院の背後、サン・ドミンゴの王室きゅうしや厩舎もマヌエル一世によって建造された。十六世紀には異国の樹木を栽培する植物園が、裏手の火砲工場を覆い隠す。立ち昇る火薬の煙も、インド商務院に保管されるクルミやシナモン胡桃の芳香で、風向きによっては清められた。

デジャニラ・クトー著『リスボンの歴史』 ①

リベイラ王宮に隣接するコルト・レアル宮殿をはじめ、多くの貴族も周辺に御殿を構えた。カダヴァル公爵家、タヴォラ侯爵家、ベラ侯爵、リンハレ公爵等の豪邸はテージョ河畔に位置する。また、王宮から遠からぬ丘陵シアードにはアレグレト侯爵、ヴィヴィオソ侯爵、ニザ侯爵が居住した。王宮の北側では王立歌劇場と総大司教教会が偉容を誇り、河岸地区ではサン・パウロ教会やコルポ・サント修道院が、丘陵ではサン・フランシスコ教会、カルモ修道院、サン・ロケ教会、聖霊修道院、サンタ・カタリーナ教会が屹立する。商売の中心、新町界隈で開発され、たとえばイタリア人の豪商、ジョアン・バチスタ・ロベラソもそこに居住し、香料や奴隷を売買

① Dejanirah Couto, *Histoire de Lisbonne*, Paris, 2000, pp.126-127.

した。

一八二二年にパリで刊行された労作『ヨーロッパ諸国との対比におけるポルトガル王国とアルガルヴェ国に関する統計学的論究』でイタリアの著名な地理学者アドリエン・バルビは、王権の統治機構を十一世紀アルフォンソ六世によるカステリア建国から説き起している。この時期における統治の基盤は、貴族、聖職者、平民の各代表からなる三身分議會（コルテス）であり、国民的な統合のためには諸身分の自由と平等が尊重されたという。

この制度はリスボンへの遷都後も保持され、コインブラ、サンタレム、エヴォラ等でも会議が開かれた。一三八五年コインブラでの三身分議會は、ジョアン一世を選出してアヴィス王朝を開祖させ、以後戦争に反対する議会の決議にも国王は従った。①

スペインの専制君主フェリペ二世によって六十年間属国として繋がれたポルトガルでは、四十名の貴族と知識人が一六四〇年リベイラ王宮の副王を襲撃し、再高位の貴族、ブラガンサ公爵を擁立して再独立を達成した。以後歴代の国王は絶対王政を醸成するとともに、ブラジルでの金鉱開発を財源にバロックの繁栄と豪華にと導いた十八世紀前半ジョアン五世治下の統治機構について、代表的なポルトガル通史から明快な記述を引用する。

十七世紀末と十八世紀は、遍くヨーロッパにおいて権力集中と王権拡大が進捗した時代である。ポルトガ

① Adrie Balbi, *Essai statistique sur le Royaume de Portugal et d'Algarve, compare aux autres etats de l'Europe*, Paris, 1822, tome I, pp.241-243.

ルも同様であった。王権を制約する制度はすべて衰退するか、廃止された。コルテスも例外ではない。十六世紀中葉に短期間開かれたあと、ほとんど消滅する。長女の王位継承を承認させるべく、一六七四年ペドロ二世がコルテスを召集した。だが、国王の施政に若干の異議を呈すると、解散を命じたのである。一六九七年に再度召集されて王女の結婚問題について協議し、さらに一六九七年一六九七年の議会で王子ジョアン王位継承を承認したが、これがコルテスの最後となった。

権力集中のさらなる徴候は、枢密顧問会議の権能が減退したことである。かつて国王（と閣僚）は顧問会議を構成する貴族と権力を分ち合い、そうした均衡がジョアン四世とペドロ二世の治下で美事な成果を挙げた。ジョアン五世のもとで統治の変化が現れ、顧問会議の権能は低下し、施政の主体が内閣（國務尚書）に移る。一七三六年の政治改革によって國務尚書に一層広汎な権限が賦与され、機能の分割に即して職名も改められた。すなわち、内務担当國務尚書、外務・軍事担当國務尚書、海軍・拓殖担当國務尚書。これら閣僚三名のなかで内務担当國務尚書が内閣を統率し、事実上宰相に相当した。

アントニオ・オリヴィエラ・マルケス著『ポルトガル史』（一九七六年） ①

絶対王政の中軸となる國務尚書については、近年の学術研究を参照すれば、その起源と任務を一層明確に理解できる。ジュリア・コロプトチェンコによる学位論文「國務尚書Ⅱ外務・軍事担当―その制度、機能、人材」

① Antonio de Oliveira Marques, *History of Portugal*, New York, 1976. Volume I, pp.393-394.

〈一七三六年―一七五六年〉において、ジュリア・コロプトチェンコは記述する。「國務尚書なる官職は国王の経国済民を補佐する必要から造られた。国王の輔佐としてその起源は国璽尚書なる官職にあり、アフオンソ三世の御代から重要な役割を担い、ペドロ一世の御代には国王秘書官とも呼ばれた。やがて枢密顧問会議の設立に伴い、國務尚書の役割も明確にされる。一五六九年に制定された法規によれば、議案を作成して枢密顧問会議に参加し、議事の結果を国王に報告するのが、國務尚書の任務であった。」①

がて絶対王政の専制的な統治が強まるにつれて、王権を支える三身分会議や國務會議が形骸化し、国王の側近である國務尚書にあらゆる権限が集中する。ジョアン五世の即位とともに國務尚書に抜擢されたディアゴ・デ・メンドンサ・コルテ・レアルは、勉強と識見を発揮して三十年間事実上宰相の役割を続けた。その時期に刊行された著者不詳『都市リスボン細叙』には國務尚書の公務がつぎのように描かれる。

國務尚書には謁見の時間が定められていない。いつであるか予測できないけれども、定期的に日々二度は国王に拝謁し、退出の時刻は定まっていない。奏上は早朝なされることもあるが、多くは午後である。彼が退出する歩廊や王の間に通じる片隅には早くから大勢の人々が控え、だれもが彼に近いたり、話かけようとする。國務尚書がときには立ち止まり、まさしく傍らの人に耳を傾ける。遙かな未来まで見据え、万人の願

① Julia Platonovna Korotchenko, *A Secretaria de Estado dos Negocios Estrangeiros e Da Guerra, a Instituicao,*

os Instrumentos e os Homens. (1736-1756), Universidade de Lisboa, Mestrado em Historia Moderna 2011, pp.21, 26.

いを聴き入れる方だからである。普通は二時間か三時間国王に拝謁し、官房に戻ると、順列に応じてある人々には公的な問題について、他の人々には個別的な事柄について指示を与える。

著者不詳『都市リスボン細叙』（一七三〇年） ①

一七三六年ディアゴ・デ・メンドンサ・コルテ・レアルが逝去し、国務尚書の改革が可能となった。ジョアン五世は国務尚書の職掌を明確にし、三つの分野に改組した。すなわち、国務尚書Ⅱ内務担当、国務尚書Ⅲ外務・戦争担当、国務尚書Ⅳ海軍・拓殖担当である。これらのうち国務尚書Ⅱ外務・戦争担当には、マルコ・アントニオ・デ・アゼヴェド・クチンホが任命され、宰相の役割を果たした。一七五〇年ジョアン五世に続いてクチンホが世を去り、イギリス大使とオーストリア大使を歴任したセバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・デ・メロが、先王の王妃である摂政マリア・アンナ・デ・オステリアの推挙により後継者に任命された。② 以下一七三六年七月二八日に制定された法規から外務・戦争担当の任務に関する法文を訳出する。

国務尚書Ⅱ外務・戦争担当の所掌事項は、あらゆる国々の宮廷への交渉、各国へ派遣される外交使節の任命、外交に係わる種々の公文書、すなわち訓令、王命、指令、返書等の発布を第一とし、外交に要するさま

① Anonyme, *Description de la ville de Lisbonne*, Paris, 1730, pp.150-151.

② Korobchenko, op. cit., pp.30-37.

ざまな経費の決済、国家間の和平、開戦、友好、同盟、通商に関する条約や宣言の締結がつぎに挙げられる。また、外国の国王や君主への書簡、ポルトガル宮廷に派遣された外国使節との会談、さらには戦時において戦争と陸軍に係わる一切、平時においても軍事費、兵器庫、病院、要塞、陣地、兵器廠、軍需品の管理、国王軍のあらゆる軍務と事務への任免、国王から発せられた命令や規程の告知を取り扱う。

一七三六年六月二八日付勅令（『西リスボン新報』同年八月二三日号） ①

第二節 震災以前の国王ジョゼ一世と国務尚書カルヴァリョ

一七〇六年に即位した専制君主ジョアン五世は、ハプスブルグ家のマリア・アンナ・デ・オステリアと華燭の寡を挙げた。彼女は神聖ローマ帝国皇帝カルロス六世の長女、後年即位する皇妃マリア・テレジアの叔母である。ジョアン五世の長女として一七一一年に生まれたマリア・バルバラは、のちにスペイン国王フェルナンド六世と結婚し、イベリア半島の緊張を緩和する。王家の長男が夭折したあと、一七一四年ジョゼ王子が呱呱の声を挙げた。やがて王子はスペインの王女マリアナ・ヴィトリアと結婚し、一七五〇年ジョアン五世の逝去に伴ってジ

① Alvares de 28 Julho 1736, *Gazeta de Lisboa Occidental*, 23 Agosto 1736, pp.407--408.

ヨゼ一世として即位する。彼はブラガンサ王朝の開祖ジョアン四世の曾孫、同王朝第五代の国王に当たる。①
カルヴァリオに関する定評ある評伝、コンダ・ダ・カルノタ著『ポンバル侯爵伝』は、彼の生い立ちと経歴について比較的詳しい。一六九九年カルヴァリオはポルトガル中西部の小都市ポンバル近くの寒村で郷士の長男として生まれた。由緒ある家系の母親と伝えられるが、高い身分の出目とは言えないであろう。コインブラ大学に修学した彼は、中世的な学問に専念できず、早々に学園から離れた。そのうち軍部での勤務を続けながら、歴史学、法学、政治学を独学で修め、やがて叔父の紹介によって宮廷での職務を与えられる。

一七三九年大使としてイギリスに派遣された彼は、名譽革命を成就したロンドンで立憲君主制と啓蒙思想に心を惹かれる。その五年後ウィーン駐在のポルトガル大使に任命されたのは、神聖ローマ帝国とローマ教皇庁の摩擦を調停するためでもあった。最初の妻ドンナ・テレザの訃報をこの地で手にしたカルヴァリオは、やがて貴族の令嬢レオノーレ・エルネスチヌ・ダウンと結ばれるに至る。レオノーレの父ヘンリ・リチャード・ダウン伯爵は、オーストリアの由緒ある家系に属し、赫々たる武勲でも知られていた。皇位継承をめぐる混乱のなかで、皇帝フランツ一世と皇妃マリア・テレジアが即位できたのは、とりわけダウン伯爵の尽力による。同家の令嬢とカルヴァリオの婚礼がウィーンで盛大に催され、皇妃みずからその祝宴を主宰した。数年後彼の帰国に際してマリア・テレジアは、ポルトガル王国の摂政マリア・アンナ・デ・オステリア、ほかならぬ皇妃自身の叔母に向けて

① Nun Goncallo Monteiro, *D. José, na Sombra de Pomal*, Rio de Moura, 2008, pp.19-20, 23-24.

て、枢要な地位への登用を進言したのである。①ポルトガルの黄金時代を築いたジョアン五世は、一七四二年五二歳にして脳卒中で倒れ、一七五〇年に歿するまでこの王妃が摂政の地位にあった。

一七四九年九月カルヴァリオは新夫人とともにウィーンを出立し、翌年の五月末日ジョアン五世がリビエラ王宮で逝去した。カルヴァリオの國務尚書就任と即位直後のジョゼ一世については、マルカス・チエークによる評伝『ポルトガルの独裁者ーポンバルの生涯』が詳細である。

即位の翌日国王ジョゼ一世は新たな台閣の任命を公布した。首席の國務尚書は従来の為政者、高齢のペドロ・ダ・モタ。海軍および拓殖担当の國務尚書は、宮廷では評判が良いものの、病弱なディアゴ・デ・メンドンサである。そして、外務および軍事担当の國務尚書に任じられたのが、旧イギリス大使キーンの予言どおり、カルヴァリオであった。

力量においてポンバルは他の國務尚書を格段に凌駕し、最初から閣議を主導した。ペドロ・ダ・モタによって政策の継続性は保たれたが、十年間も自邸に籠もる偏狭な老いばれからなにが期待できよう。彼は日々をベッドで過ごし、深夜にのみ訪問者と会うのである。

ジョアン五世の治世末期に重きをなした人々を、ジョゼ一世が退けたのは、宮廷が二派に分裂し、権力掌握のため暗闘を繰り返したからである。一方は先王に寵臣された修道士ガスパールと甥である大貴族のアヴ

① Conde da Carnota, *The Marquis of Pomal*, London, 1871, pp.19-20, 25-27.

エイロ公爵、さらには王室の顧問アレクサンドロ・グスマオであり、他方には摂政たる王妃マリア・アンナ・デ・オステリア、とリスボン総大司教が属した。遍くヨーロッパで名声に輝き、ガスパールに対抗できるのは、カルヴァリオのみ、と摂政はかねて期待したのである。こうしたなかで即位したジョゼ一世は、たえず母后に助言を仰ぎ、彼女の政治的影響力は不帰となる一七五四年まで続いた。(中略)

ジョゼ一世も父王存命の間は政治の舞台から完全に外されていた。けっして不満を漏らさなかったが、ガスパール神父への反対派におそらく共感を抱かれたであろう。即位するや国王は、数週間積極的に行動した。故ジョアン五世の莫大な負債、二十年にわたる都市リスボンからの借款四百万クルザドを決済すべく、カルヴァリオとともに尽力したのである。

新任の当初からカルヴァリオの政治力は、他の国務尚書に勝るだけでなく、国王をも凌ぐもので出会った。つとに一七五〇年の秋フランスの外交使節デュヴェルネは自国の政府につきのとおり報告した。「カルヴァリオが宰相の役割を担うと考えてよい。彼は不撓不屈で迅速な活動家である。君主たる国王の大いなる信頼を得て、すべての政務をだれよりも美事に遂行する」オーストリア大使ケヴェンヒュラーも同様の評価を下す。「公的な記録を確かめれば、カルヴァリオだけが国王の頼りにされ、統治の全権を有することは疑えない。」

マルカス・チェーク著『ポルトガルの独裁者ーポンバルの生涯』 ①

① Marcus Cheke, *Dictator of Portugal, A Life of the Marquis of Pombal 1699-1782*, London, 1938, pp.49-51.

大地震に先立つ五年間にカルヴァリオの独裁的な権力がほぼ確立したことは、各国の外国使節が伝えるところである。啓蒙思想と重商主義の影響のもとに、彼は数々の革新的な政策に着手した。国内で治安の確立や商工業の育成を重視するとともに、海外発展における司法の非宗教化、貿易商社の設立を断行したのである。そうした事績についてチェークの著作を引き続き参照する。

着手すべき第一の急務は、秩序の確立であった。リスボンでも地方でも掠奪と殺人がなされぬ日はなかった。いまや新たな法令が公布されて、裁きが迅速に執行され、中傷的な落首の印刻や私的復讐の因習が禁止された。牢獄の囚人についても点検が行われた。死刑の判決を受けた者が、その後七年間生存することも発見された。(中略)

同時にカルヴァリオは政治と貿易に関し教会との完全な分離を断行した。インデオの自由を宣言し、なごらく無視された法令を復権すべく、一七五五年新たな政令が制定され、彼らの自主的な運動を抑圧しないよう、聖俗いずれの入植者にも命じられた。教会法に背いて、政治的権力を行使することを聖職者に禁止する勅令と発せられる。また、植民地の布教団居住区は、総督府に任命される公安判事が管理することも定められた。グラン・パラ貿易商社がカルヴァリオにとって設立されるのもこの年である。

これを第一としてポルトガル商業の繁栄復活のため数々の貿易商社をカルヴァリオは結成する。商社結成の動機はイギリス在留で得た見聞、そこで接したインド会社の財富を主たる源とし、リスボン英国勢力の特権に対する公憤によって加速した。グラン・パラ貿易商社の株主には、ブラジル貿易の独占的な特権が賦与

される。商品の取引には二名の軍人が立ち会い、それらを商船隊へ護送する。貿易の法的手続きはもっぱらリスボン在住の商社管財人は行う。これなる管財人は税関所の特権的な裁量を得るのである。

貿易商社が設立されるや、ポルトガルでもブラジルでも相当の反発は生じた。貿易商各自は自己の利益が脅かされると感じた。イギリスは条約の蹂躪と非難し、イエズス会士は自己の排除に敵意を示す。他方お絶対的な権力を持つに至らないが、カルヴァリオは生来の激しい怒気を批判者に浴びせた。総大司教教会でなされた説教で貿易商社の難点に言及したイエズス会士、マヌエル・ベレステルは、ただちに放逐される。

同じくこれに批判的な建白書を作成した貿易局も、局長は二十年の追放、当局は廃止の処分を受けた。

国務尚書たる最初の五年間は、高齢であるベドロ・ダ・モタの機嫌を損ねぬよう、その意向を尊重する構えをカルヴァリオは保持した。しかし、実際には統治のあらゆる機能をつねに掌握し、他の国務尚書を傀儡に止めたのである。即位の直後示した政務への熱意も、ジョゼ一世はまもなく失った。そのために時間が奪われ、個人的な楽しみを追えぬからである。音楽と狩猟に明け暮れる日々となり、連れ合いの王妃マリアナ・ヴィトリアも狩場を好んだ。パルマやサルヴァテラの狩猟小屋が長期の宮廷となり、リスボンに在住するときも、つねにベレンの離宮に赴いて、テージョ河畔のテラスでいつまでもカルタに興じるか、演劇や乗馬を楽しむのであった。こうした席にカルヴァリオが稀にしか現れぬため、権力の掌握を疑う外国使節もあったが、国王の政治的無関心は国務尚書への信頼と表裏一体をなすものであった。相互依存が両者に好都合で

あって、カルヴァリオは国王に必要な存在となり、政治の全権を手中にしたのである。①

実権を掌握する過程で、宮廷主流派との抗争も勿論損した。総大司教教会の聖堂参事会員にして、王室に師家として仕える修道士ガスバル・デ・エンカルナカオは、ジョアン五世晩年の宮廷で最大の派閥を形成し、ユトレヒト条約など国際政治で功績を挙げたアレキサンドロ・グスマンや、修道士の甥であるアヴェイロ公爵も荷担した。王太子の時代疎略にされたジョアン一世は、彼らの専横を断ち切り、母後の助言に従ってカルヴァリオを要職に登用したのである。宮廷から追放された外交官グスマンは、グラン・パラ貿易商社の設立に反対し、国王の実弟ベドロ親王になお庇護される。同じく失脚した修道士ガスバルは一七五二年に逝去し、最強の政敵とみられるグスマンもその翌年世を去った。しかし、カルヴァリオの近代化政策にはなお宮廷貴族やイエズス会士の抵抗もあり、震災後始まる壮絶な権力闘争の底流がここに潜在する。②

カルヴァリオに対する反対派が消えたわけではない。これなる国務尚書を貴族は憎悪する、と一七五四年フランス大使バッシイが綴った。この評言が意外でないのは、イギリスで学んだカルヴァリオの政策は、中

① *Ibid.*, pp.49-50.

② Alan David Francis, *Portugal 1715-1808*. pp.100-103.

Cheke, *op.cit.*, pp.49-50.

産的な商工業者の発展を促し、これを妨げる宮廷貴族の勢力を抑圧するからである。(中略) 不祥事に連座したふたりの貴族、サン・ヴィセンテ伯爵とアトギア伯爵は容赦なく即刻逮捕され、宮廷から追放された。また、凱旋への歓呼を期待してリスボンに帰還した誇り高きアロルマ侯爵は、ゴア副王の地位を解任され、不遇のまま逝去した。インドでの施政が査問に付され、宮廷への出仕を禁じられたからである。①

ジョゼ五世の遊興や狩猟にカルヴァリヨが参加することは稀であった。しかし、国王一家の音楽愛好には理解を示し、芸術家の招聘に尽力した。ここに挿入する秘話は、国王に対するカルヴァリヨの心遣いと親密さを伝えるものである。すなわち、マヌエル・デ・ブリトによるポルトガル歌劇史には、イタリアのカストラート歌手、ジツィエツロの招聘について国王側近の苦勞が叙述される。

一七五〇年七月三一日にジョアン五世が逝去し、早くも翌年の三月ジョゼ一世は招聘可能な最良のオペラ歌手と交渉を始めた。外務担当の国務尚書にして後年独裁的な宰相となるセバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・デ・メロ(ボンバル侯爵)が、ローマ駐在イタリア大使アントニオ・フレイレ・デ・アンドラデ・エンセラボデスと交わした一連の書簡によれば、ジョアッキノ・コンティ(通称ジツィエツロ)との折衝を開始し、招聘に経費を惜しまぬ国王の意向を示した。遅々たる交渉が一七五二年三月まで一年間続き、

① Cheke, *op.cit.*, pp.60-61.

種々の根回し、籠絡、密事が必要とした。(特殊のポルトガル人周旋屋も雇い、賄賂を求める歌劇団経営者アバトにも応じた。) 最初の書簡で国務尚書は総大司教教会と王宮音楽堂での演奏を求めたが、のちにその契約は王宮音楽堂のみに変更された。

ジツィエツロ自身への契約も高額に過ぎることに、カルヴァリヨはある書簡でイタリア大使に共感しているが、寛仁大度な国王は意に介せず、そのように指令じた。住居費、飲食費、交通費のほか、契約終了後の手当もそこに含まれる。ミラノ歌劇場で演じたのち、ジツィエツロは謝肉祭のあと陸路の旅に就く。旅路の難を避けるため、カルヴァリヨが綿密な案内図を届けていた。自身の馬車で彼はローマへ寄り、以後旅の負担はすべてポルトガルに依存した。

マヌエル・デ・ブリト著『ポルトガル十八世紀の歌劇』(二〇〇七年刊) ①

著名なカストラート歌手ファリネツリは一七三三年スペイン宮廷に招聘され、九年間その美声でフェリッペ五世の心疾を癒やし、国事にも参与した。後を継いだフェルディナンド五世もファリネツリを信頼してなおマドリッドに留めた。国王の母イザベル・デ・ファルネーゼとポルトガルから嫁いだ王妃バルバラ・デ・ブラガンサが、とりわけこの名歌手に傾倒したと言われる。ジツィエツロもまたマドリッドやロンドンの舞台に立ち、作曲家ヘンデルから高く評価された。

① Manuel Carlos de Brito, *Opera in Portugal in the Eighteenth Century*, Cambridge, 2007. pp.24-25.

リスボンではジョゼ一世のオペラ愛好が、スペイン王室の影響もあってさらに熱烈となる。一七五五年イタリア建築家ジョヴァンニ・カルロ・ビビエナの設計によって新たな歌劇場が落成し、こけら落としとして三月末日王妃の誕生日にイタリア歌劇『インドのアレクサンドロス』が上演された。この豪壮な歌劇場が、地震と火災によって灰燼に帰したことは、マヌエル著『リスボン震災詳述』で委細に語られる。

第三節 緊急政策の基本史料―その書誌学的課題

一七五五年十一月一日未曾有の大地震に襲われたポルトガル王権は、ただちに震災への救援活動と危機管理を開始した。その骨格をなしたのは、地震発生の日から二年半余に及ぶ膨大な公文書である。これらは国王ジョゼ一世の勅令を中軸として、王権による布告や通達、さらには関連する書類から成り、ヘリスボン大地震への緊急政策」として著名である。

一七五八年こうした公文書を集積し、要約と解説を添えた著作が、リスボンで刊行された。すなわち、『一七五五年の地震に対するリスボン宮廷の緊急政策―要綱と法令』である。王権の緊急政策を総体的に原典から把握するにあたり、現在私たちは主として依拠することができるのは、他に見出せない。その原題をまずつぎに掲げる。

Memorias dos Principes Providencias , que se deuõ no Terremoto, que padecio a Corete de Lisboa

no anno de 1755, ordenadas, e Offerecidas a Magestade Fidelissima de Elrei D. Joseph I.

Nosso Senhor por Amador Patricio de Lisboa. Lisboa. M. DCC. LVIII.

『一七五五年王都リスボンで発生した地震に対する緊急政策編纂―いとも敬虔な国王陛下ジョゼ一世陛下の法令および恩恵について』アマドール・バトリシオ・デ・リスボア編、一七五八年。

この書物の編纂は国務尚書カルヴァリオの委嘱によって着手され、リスボアなる筆名で印刻されたが、編者はオラトリオ会の学僧フランシスコ・ジョゼ・フレイレとされる。全巻三七二頁にわたる同書ではさきに述べた勅令、布告、通告など、二三四件の公文書が本編として集積された。ここでは勅令等が目的別に十四の分類項目に大別され、枠内ではほぼ発布の日付順に配列される。加えて編者はジョゼ一世の仁愛と偉業を讃える序文、さらには解題として分類項目十四の要約と解説を執筆し、それらを公文書集録の前段とした。以下本稿ではこの史料全体を『リスボン大地震緊急政策編纂』または『緊急政策編纂』と略記する。フレイレの執筆による「解題まえがき」を訳出する。

解題まえがき

祖国への愛という美徳の堅持に努めつつ我等は、ポルトガル王国の首都で一七五五年に発生した凄惨な震災に際して、遂行された緊急政策の編纂に着手する。かくも壮絶な災厄の惨憺たる痕跡を後世に伝えるべく、多数の文書が綴られた反面、必然的に派生する幾多の苦難を対処し、震災の打撃を倍加させぬため、遂行された偉大なる緊急政策を未来に伝える記録がいまだ存しないからである。

忠誠なる国民の熱意を受けて、かかる記録の欠如を補正し、敬虔であられる国王陛下が宮廷の行政者に補佐されて、動乱の日々遂行されたすべてを、後世の人々に伝えることが肝要である。類似する災厄においてそれが範例と役立つことを、慈悲深き神は望まれるであろう。それゆえ国王陛下はかくも苦渋な試煉を受けた王国を巡幸される際に、今後人々が甚大な災害を蒙らねよう、我等の記録を配布される。緊急政策に感謝するあまたの讃辞において多く語られるのは、これなる災厄の不可避とも言うべき衰滅を美事に阻止したことである。

フランシスコ・ジョゼ・フレイレ編『リスボン大地震緊急政策編纂』①

緊急政策の記録集成においてフレイレの功績は絶大であり、王権の救援事業と危機管理はおおむね彼の編纂に基づいて理解された。なかでもとくに平明な史料の配列と簡潔な要約によって彼の著作がヨーロッパ各国に知れ渡る。早くも一七五九年バリ王立アカデミーのポルトガル通信員バロスによって、これがフランスの書評誌『ジュルナル・デ・サヴァン』で紹介され、さらに翌年フレロン主筆『ジュルナル・エトランジェ』四月号に、ポルトガルの聖職者マガルハエンスが、『緊急政策編纂』の概要を寄稿した。とりわけフレイレ執筆の課題を彼はつぎのように推奨する。

- ① Francisco José Freire, *Memorias das Principaes Providencias, que se derão no Terremoto, que padeceo a Corete de Lisboa no anno de 1755*, Lisboa, 1758. pp.1-2.

これなる書物の第一部として編者は、リスボンの震災に際して講じられたすべての方策を、十四の項目に大別して詳細に叙述する。これこそ事象の配列、理念の精選、表現の琢磨において、さらには文体の平易さ、明晰さ、流麗さ、緻密さにおいて、ポルトガル語で綴られたもつとも美事な物語のひとつである。

マガルハエンス「主筆宛書簡」〔『ジュルナル・エトランジェ』(一七六五〇年四月号) ①

以後フレイレの編纂は現代の研究者にも多大の影響を及ぼし、ケンドリックの先駆的な業績、一九五五年刊行の『リスボン地震』から二〇〇七年に上梓された国際的な共同研究『リスボン大地震再考』に至るまで、ポルトガル王権の緊急政策に関する論述は総じて『リスボン大地震緊急政策編纂』に沿っている。膨大な史料を駆使し、典拠に厳密なフランカ著『啓蒙の都市ーポンスバルのリスボン』とペイス著『神の怒りー一七五五年リスボン大地震』においてすら、前段である同書の解題が参照されるに止まり、公文書自体の本文は提示されていない。フランスの地震学者ボワリエも著書『リスボン地震』において、王権の救援活動と危機管理を考察する道程として、フレイレの分類項目にまず言及し、それらの題名十四を列举しつつ論を進めている。②

- ① Abbé de Magalhães, *Lettre écrite aux Auteurs du Journal Etranger*, Expiens un usage après le tremblement de terre de Lisbonne. dand *Journal Etranger*, Avril 1760. p.206
- ② Jean-Paul Poirier, *Le Tremblement de terre de Lisbonne*, Paris, 2005. pp.95-98.

フレイレ編『緊急政策編纂』を初めて繙くとき、私たちもこうした解題と解説があたかも本編であり、膨大な法令集が細部の補助史料かのように感じる。しかし、原典である公文書を逐一検討し始めるや、フレイレの編纂がときには適切でも充分でもないことに気づく。多岐に渡る文書を、簡略な概要で纏められぬのは当然として、項目への仕分けや題名の設定がしばしば首肯し難いからである。次節以降で論証に努めるとおり、十四項目への編成により全体として緊急政策と救援事業の壮大で多彩な構図が崩れ、巨大な組織の役割と活動の指揮系統が霧に覆われるのは、史料の解釈と史実の把握を左右する重大な煙幕と言わざるをえない。

『緊急政策編纂』のこうした編纂に対処する上で、貴重な手段として重要な史料が遺されている。エデュアルド・オリヴェイラ編『リスボン市史公文書集成』がそれである。この著作は一八八五年ポンバル侯爵歿後百年を記念して発刊され、一九一一年によりやく全十八巻が完結した。

Eduardo Freire de Oliveira, Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa, 18 tomos.
Lisboa, 1885-1911.

『リスボン市史公文書集成』 リスボン市庁古文書官エデュアルド・デ・オリヴェイラ編、全十八巻、リスボン、一八八五年―一九一一年。

十二世紀自由都市リスボンの発祥で幕を開けるこの大著は、六百年の星霜を積み重ねたのち、第十六巻において大地震の圧巻によりやく至る。その主要な内容はポルトガル宮廷とリスボン参事会との間に交わされた勅令ならびに建白であり、これらに編者オリヴェイラは被災状況の概要と史料への註釈を添えている。古文書官の職務にあるオリヴェイラは、フレイレの『緊急政策編纂』に執着することなく、リスボン市庁で蓄積された古文書を底本

として、大地震に係わる法令を發布の日付順に配列した。第十六巻の中核をなすリスボン大地震の部門において史料集成の意義を彼はつぎのように明言する。

熟慮された賢明で一貫した緊急政策が、早くも一七五五年十一月一日午前を開始され、民事・刑事の司法を統御する高等法院院長、軍部を統率する兵馬総帥アリアルヴァ侯爵ディアゴ・デ・ノロンハ、リスボン市政を統括するアレグレテ侯爵フェルナオ・テレス・ダ・シルヴァに執行が命じられた。他方セバスチアン・ジョゼ・カルヴァリョ（ポンバル侯爵）は国王の絶大な信頼を受けるとともに、国内および国外で多大の称讃を博し、宮廷での地位を登りつめる。以後実質は彼が君主の役割を果し、いわばポンバル時代を築いて王権の独裁者となった。カルヴァリョの功績のなかで特筆すべきは、多くの人々が実現不可と考えたにもかかわらず、地震と火災によって壊滅した首都を短期間で再建させたことである。

筆名アマドル・パトリシオ・デ・リスボアによる『一七五五年首都リスボンで発生した地震に対処する緊急政策編纂』は二折判三三五頁として一七五八年に印行された。ポンバル侯爵の発意に始まる同書の編纂は、（ポルトガル人）フランシスコ・ジョゼ・フレイレ神父によって達成されたとの確証できる。そこでは緊急政策について系統的な類別と要約がなされ、ジョゼ一世の偉大なる宰相による思慮深く意欲的な貢献も言及されている。

参事会会頭アレグレテ侯爵に到達された公文書の原本が、リスボン古文書館に保存され、興味深い書類の若干がいまだ印行されず、その他厳しく封印されたものもある。編者はこれら原本の活用を図り、すべてここに転載する。運命的な災厄に惹起された極度の苦難を緩和し、首都の機能復旧と再建事業を遂行する使命

を担って、リスボン参事会が果たした主体的で枢要な役割を、本書によって伝えたいからである。

エデュアルド・デ・オリヴェイラ編『リスボン市史公文書集成』第十六卷（一九〇八年） ①

しかし、『リスボン市史公文書集成』に採録されるのは、緊急政策に係わるすべての法令や公文書ではなく、参事会宛の勅令と参事会の建白、これらに付随する史料に限られている。たとえば震災直後一週間の発布として、フレイレは四七件の勅令等を編纂したが、オリヴェイラの採録は勅令十一件に止っている。とはいえ、第二週以降フレイレの編纂に含まれぬ法令が漸増し、都市改造や再建事業の着手される一七五六年以降には、参事会への勅令と参事会の建白が頻繁に交わされたにもかかわらず、『緊急政策編纂』では欠如している。

こうした史料の実情を直視し、本稿においてはリスボン大地震のいわゆる緊急政策について、以下のように読解の基本的原理を設定したい。すなわち、この震災に係わる危機管理と救援活動の真価および規模を把握するには、フレイレ編纂による分類項目の大枠を外し、王権に基づく勅令や布告や通告、さらにはリスボン参事会など主要な組織の公文書を、作成と発布の順序に沿って検討することが肝要である。この際史料の読解でとくに留意すべきは、編纂の意図における両者の相違であろう。成立の経緯からも察せられように、フレイレの尽力がポルトガル宮廷、ひいては独裁的政権を固めつつある実力者に傾いたことは否定できない。これとは対照的にオリヴ

① Eduardo Freire de Oliveira, *Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa*, Lisboa, 1885-1911. tome XVI, pp.145-146.

エイラの事業はカルヴァリョへの称讃を惜しまぬにも係わらず、根底では自由都市リスボンの伝統と矜持に支えられている。

なお、いま述べた構成上の疑義にもかかわらず、勅令等の本文についてはフレイレ編纂への信頼をなお保持したい。なぜなら、『緊急政策編纂』と『リスボン市史公文書集成』のいずれにも収録された法令、たとえば震災第一週の勅令十一件を対比すると、それらすべての題名がオリヴェイラの編集ですべて改変される一方、本文の文脈や語句にはいかなる相違も見当たらないからである。ここでの論究においても史料の過半を、『緊急政策編纂』に依拠する所以である。

以上の考察からすれば、『緊急政策編纂』に収録された公文書は厳密な校閲に欠け、保存される原本との照合が望まれる。また、『リスボン市史公文書集成』による類推であるが、勅令等を多く発せられた他の巨大組織、リスボンの司法機関や宗教団体、さらにはポルトガル陸海軍に未公開文書が残存することも考えられる。今後そのような校閲と史料の探索が気鋭の研究者によってなされ、緊急政策の新たな編纂が成就されることを切望してやまない。

さしあたり本稿では論究の基点として『緊急政策編纂』および『リスボン市史公文書集成』の構成と内容に関して相互の異同を明確にするため、両書に収録される〈法令・建白等発布月日一覧〉を別掲として付加する。なお、この一覧のなかで略語で示される分類項目の題名をここに訳出する。

- 第一 遺体の腐敗から発生するペストの脅威を除去すること。リスボンから挙って住民が離脱したため、無数の遺体が埋葬されず、放置されている。
- 第二 飢餓を防止すること。食糧を運ぶ方途がなく、穀倉の多くが瓦礫に埋れるか、火災で焼尽したため、必然的に飢餓が懸念される。
- 第三 路上に残された病人と負傷者を治療し、死の淵から救うこと。
- 第四 離散したリスボンの住民を呼び戻すこと。住民なしに居住地の再建はできない。
- 第五 盗難を防ぎ、盗賊を処刑すること。王都の街路、邸宅、寺院で掠奪がなされた。
- 第六 テージョ河で嚴重な巡察を行い、水路による盗品の流出を防ぐこと。
- 第七 アルガレヴ国、セトゥーバル市、アメリカとインドのポルトガル領港へ必要な援助を行うこと。
- 第八 王都での大業と治安のため、国王軍の一部を招集すること。
- 第九 民衆の安寧のため、仮住まいを用意すること。
- 第十 教会で聖務を再開すること。被災を免れた教会は少数であり、多くは施設を借りる必要がある。
- 第十一 流浪する修道女を呼び戻し、適当な草庵に落ち着かせること。
- 第十二 多様で孤立した民衆のさまざまな要望に応えること。
- 第十三 神の怒りを鎮め、主イエスの恩愛に感謝するため、国王陛下主宰の宗教儀式を企画すること、

第十四 王都再建のため 最善の方途を確立すること。①

初出 二〇一五年八月六日

更新 二〇二一年八月十八日